

尼崎市地域交通政策審議会資料
----------------

資 料 第 3 号
-----------

平成 2 7 年 1 1 月 1 7 日
----------------------

## 尼崎市の交通を取り巻く現状と課題

尼崎市

# 交通政策基本法の概要

## 経緯

【第 185 回 臨時国会（平成 25 年 10 月 15 日 ~ 12 月 6 日）】

11 月 1 日：「交通政策基本法案」が閣議決定、国会提出

15 日：衆議院本会議において可決

27 日：参議院本会議において可決

12 月 4 日：公布・施行

## 目的(第一条)

交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る。

## 基本理念等(第二条 ~ 第七条)

国民等の交通に対する基本的なニーズの充足

交通の機能の確保及び向上

大規模災害発生時における交通の確保

交通による環境への負荷の低減

交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携  
連携等による施策の推進

交通の安全の確保について交通安全対策基本法との  
十分な連携

## 責務(第八条 ~ 第十一条)

国、地方公共団体、交通関連事業者及び交通施設管理者、国民等の関係者に、それぞれ責務を定める。

### 【地方公共団体の責務】

第九条： 地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2： 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民その他の者の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

## 基本的施策(第十六条 ~ 第三十条)

日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等

高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動のための施策

交通の利便性向上、円滑化及び効率化

国際競争力の強化及び地域の活力の向上に必要な施策

運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展

大規模災害発生時における交通機能の低下の抑制及び  
迅速な回復等に必要な施策

交通に係る環境負荷の低減に必要な施策

**総合的な交通体系の整備等**

まちづくりの観点からの施策の促進

観光立国の実現の観点からの施策の推進

関係者の相互連携・協働の促進

交通に関する技術の研究開発及び普及

国際的な連携の確保及び国際協力の推進

### 【総合的な交通体系の整備等】

第二十四条： 国は、徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、航空機その他の手段による交通が、それぞれの特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的な交通網を形成することが必要であることを踏まえつつ、道路交通、鉄道交通、海上交通及び航空交通の間における連携並びに公共交通機関相互間の連携の強化の促進その他の総合的な交通体系の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2： 国は、交通に係る需要の動向、交通施設の老朽化の進展の状況その他の事情に配慮しつつ、前項に規定する連携の下に、交通手段の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するために必要な施策を講ずるものとする。

# 地域公共交通活性化再生法の改正（平成 26 年 11 月 20 日 施行）について

## 1. 背景

平成 24 年度末までに 510 件の地域公共交通総合連携計画が策定されているが、以下のような課題が見られる。

- ・民間バスの廃止路線におけるコミュニティバスによる代替等、単体の計画に留まる例が多い。
- ・まちづくり・観光振興等地域戦略との一体的な取組が不十分。
- ・LRT や地方鉄道以外による地域公共交通網の再編については、実効性を担保する措置が講じられていない。

## 2. 改正のポイント

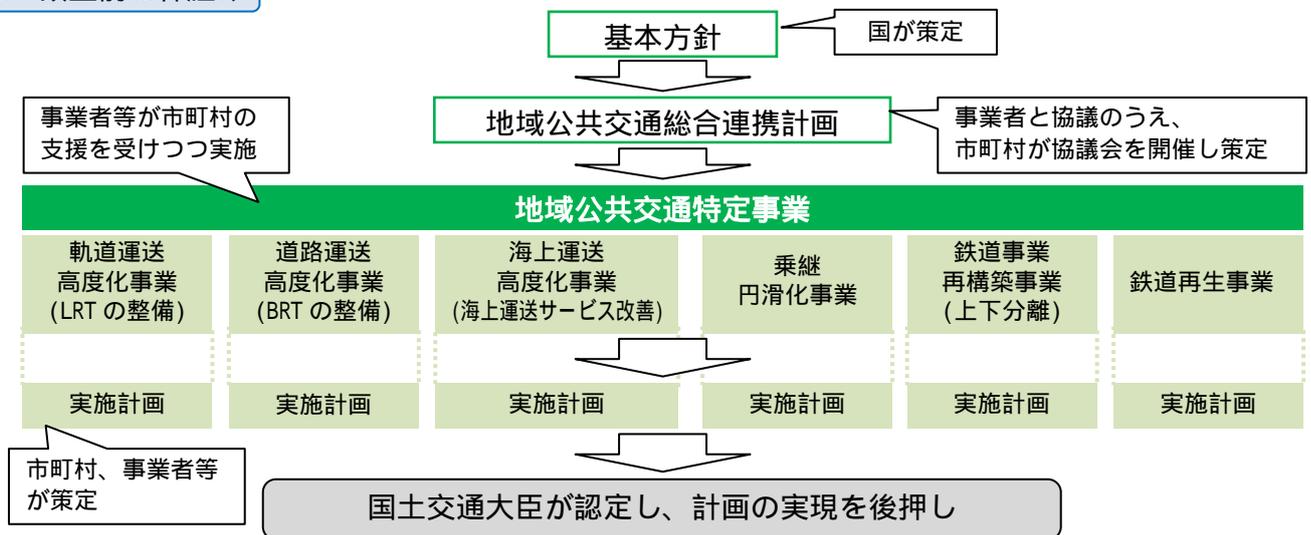
交通政策基本法における基本的施策の具体化

民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みからの脱却

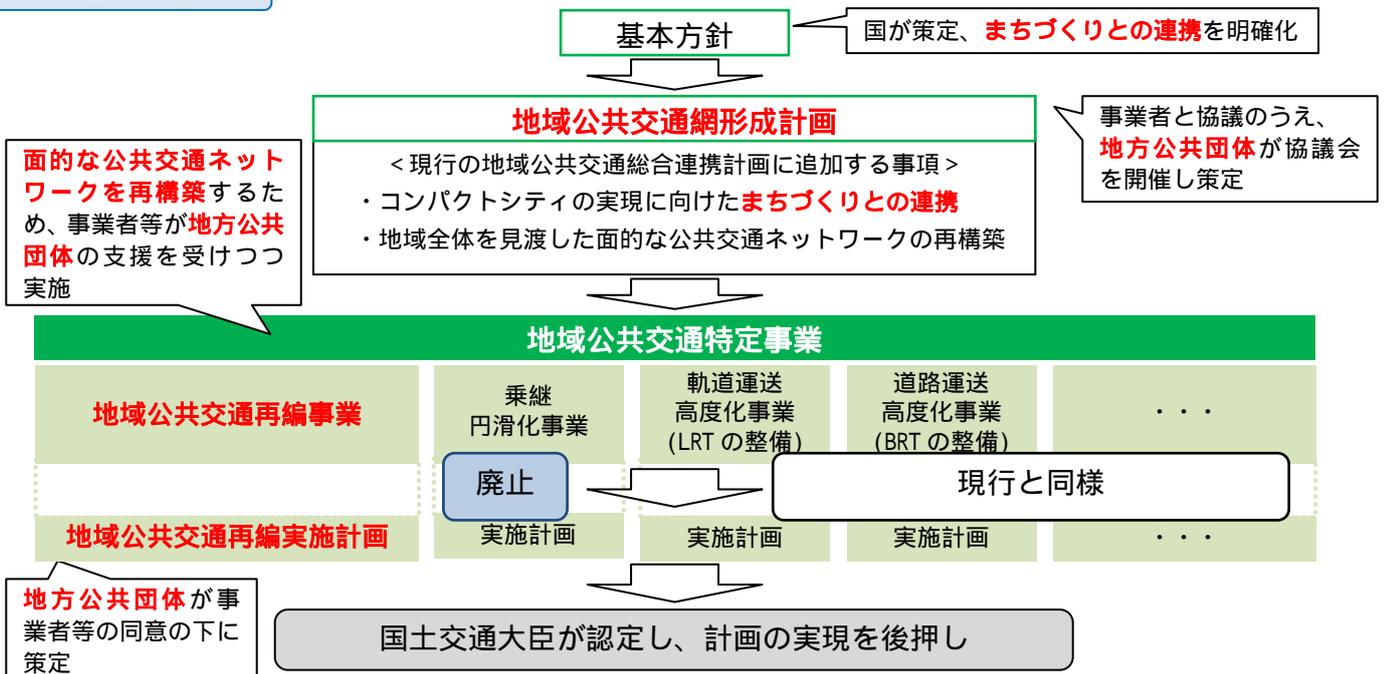
地方公共団体が中心となって、公共交通事業者、利用者など関係者が協力して計画を策定、実施

まちづくりその他の地域戦略と緊密に連携  
地域全体を見渡し多様な手段を駆使して、面的な公共交通ネットワークの再構築

## 3. 改正前の枠組み



## 4. 改正後の枠組み



## 5. 地域公共交通網形成計画

- ・公共交通のマスタープランに相当。
- ・地方公共団体は、関係する公共交通事業者などと協議の上で計画を作成。
- ・計画内容は、区域、目標、目標達成に必要な事業および実施主体に関する事項、計画期間、計画の達成状況に関する事項。

## 6. 地域公共交通再編実施計画

- ・路線再編、他交通事業者との乗り継ぎ円滑化のための運行計画改善、他の種類の旅客運送事業への転換など、具体的事項を定める。
- ・地方公共団体が策定主体となり、計画区域に関係するすべての交通事業者等の同意を得る。
- ・国の基本方針に適合するなどの要件を満たした場合は、国が計画を認定することができる。認定された場合、バスの運賃・料金の規制緩和や、計画通りに事業が実施されない場合の勧告・命令など、計画の実現を後押しする措置が可能になる。

## 7. 関連する法制度の改正

### 【道路運送法】

平成 14 年改正：規制緩和への対応

- ・平成 10 年 6 月の運輸政策審議会総合部会の答申「交通運輸における需給調整規制廃止に向けて必要となる環境整備方策等について」を踏まえ、乗合バス事業の規制緩和を実施。

新規参入	：需給調整規制を伴う免許制から許可制に変更
退出(廃止等)	：許可制から届出制に変更（6 ヶ月前 地域合意等で 30 日前まで短縮可）
運賃	：確定額の認可制（強制認可制）から上限運賃認可制（上限の範囲内で届出）を導入
運行計画	：運行系統・運行回数の変更が、許可制から届出制に変更（原則 30 日前、軽微なものは 7 日前）

平成 18 年改正：運行形態多様化への対応

- ・乗合旅客の運送を行うものを全て乗合事業と区分、4 条 1 項許可のみで事業が行えるよう措置。
- ・タクシー・バス事業者による輸送が困難な地域で、地域住民の生活のための旅客輸送が必要な場合、最低限の輸送の安全および利便の確保を行うための登録制（79 条）により、例外的に市町村・NPO による自家用自動車での有償運送を認める。（78 条 2 項）

### 【道路法】

道路法等の一部を改正する法律（平成 25 年）

- ・高度経済成長期に集中整備された道路の老朽化対策や、今後発生が予測される首都直下地震・南海トラフ巨大地震等に備えた防災・減災対策を踏まえた措置を講じる。

予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきであることを明確化
大型車両の通行経路の合理化と併せた重量制限等違反車両の取締り強化
防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化の促進
災害時の道路啓開の迅速化
等

道路法等の一部を改正する法律（平成 26 年）

- ・高度経済成長期に集中整備された高速道路の老朽化に対応した、迅速かつ計画的な更新事業を行うための措置を講じる。

現行の料金徴収期間後の一定期間における継続的な料金徴収
立体道路制度の既存道路への適用拡大
スマートインターチェンジの整備に対する財政支援
等

## 【道路交通法】

### 普通自転車の歩道通行要件の見直し

- ・自転車対自動車事故防止の観点から、以下の場合において歩道を通行することができるとした。

道路標識等により歩道を通行することができることとされているとき  
運転者が児童又は幼児等であるとき及び車道又は交通の状況に照らして歩道を通行することがやむを得ないとき

### 高齢運転者等専用駐車区間制度の導入

- ・高齢運転者等が安心して快適に駐車を行える空間を創出し、駐車時における交通事故を防止するために導入。

・道路標識で指定された場所では、高齢者等が運転し、専用場所駐車標章を掲示した普通自動車に限り、駐車・停車が可能であるとした。

### 軽車両の路側帯通行に関する規定の整備

- ・路側帯での双方向通行による自転車同士の衝突・接触事故を防止するために導入。

・軽車両が通行できる路側帯を「道路の左側」に限定し、路側帯における軽車両の進行方向を一方に限定した。